

令和4年第1回（3月）

川口市議会定例会

一般議案

（議案第26号～議案第46号）

令和4年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	26号	川口市公有財産管理委員会条例の一部を改正する条例……………	1
議案第	27号	川口市職員定数条例の一部を改正する条例……………	2
議案第	28号	川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例……………	3
議案第	29号	川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例……………	4
議案第	30号	川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…	6
議案第	31号	川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正 する条例……………	7
議案第	32号	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例……	23
議案第	33号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例……………	24
議案第	34号	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	25
議案第	35号	川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定め る条例の一部を改正する条例……………	26
議案第	36号	川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条 例の一部を改正する条例……………	30
議案第	37号	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	32
議案第	38号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	33
議案第	39号	川口市立母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例…	35
議案第	40号	川口市都市公園条例の一部を改正する条例……………	36
議案第	41号	川口市消防団条例の一部を改正する条例……………	37
議案第	42号	訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）……………	39
議案第	43号	包括外部監査契約の締結について……………	41
議案第	44号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……	42
議案第	45号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	43
議案第	46号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	44

議案第 26号

川口市公有財産管理委員会条例の一部を改正する条例

川口市公有財産管理委員会条例（昭和53年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同項第3号中「市有店舗及び住宅付店舗その他」を削り、「財産」を「公有財産」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 27号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 543人」を「2, 569人」に改め、同項第2号中「24人」を「25人」に改め、同項第3号中「573人」を「575人」に改め、同項第8号中「587人」を「601人」に改め、同項第9号イ中「884人」を「908人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 28号

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「（明治29年法律第89号）」を削る。

第13条第2項第1号中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改める。

第14条第2項第11号中「破壊」を「損壊」に改め、同項に次の1号を加える。

(23) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 29号

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例

川口市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第11号まで」を「第12号まで、第14号及び第15号」に改め、同条第9号中「子（」の次に「民法第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である会計年度任用職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）（」を加え、同条第11号ただし書中「こと」を「ことが」に改め、同条に次の4号を加える。

- (12) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間
- (13) 女子の会計年度任用職員の出産の場合 出産予定日6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から産後8週間を経過する日までの期間
- (14) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産の場合 2日の範囲内においてその都度必要と認める期間。この場合において、任命権者が特別な事情があると認めるときは、別に1日を与えることができる。
- (15) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の

始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内においてその都度必要と認める期間

第14条中「第13号及び第14号」を「第10号及び第11号」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同号を同条第4号とし、同条中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 30号

川口市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア中(ウ)を(イ)とする。

第3条第2号イ中「（明治29年法律第89号）」を削る。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 31号

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項から第5項までの規定中「に掲げる職種の区分に応じ、同表」を削り、「を超えない範囲内において任命権者が定める」を「とする」に改め、同条第6項中「一般職給与条例別表第1及び別表第2」を「別表第1」に改める。

第5条中「医師又は歯科医師の」を「別表第1の2医療職給料表（1）の適用を受ける」に改める。

第6条第2項中「により任命権者が定めた」を「による」に改める。

第12条第2項第1号中「及び」の次に「第6条第2項に規定する」を、「相当する報酬の額」の次に「（以下「地域手当に相当する報酬の額」という。）」を加える。

第15条を次のように改める。

（期末手当）

第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（任期が6月以上の者その他の者で規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（パートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額及び地域手当に相当する報酬の額の合計額を規則で定める方法により月額に換算した額）（次項において「給料等の月額」という。）とする。
- 4 別表第1の1行政職給料表の適用を受ける会計年度任用職員でその職務の級が3級であるものその他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定める会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、給料等の月額に、給料等の月額に100分の5を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 6 一般職給与条例第16条の2及び第16条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、一般職給与条例第16条の2中「前条第1項」とあるのは、「川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第18号）第15条第1項」と読み替えるものとする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額
	円	円	円
1	143,600	163,800	226,300
2	144,700	165,200	228,100
3	145,800	166,600	229,900
4	146,900	168,000	231,700
5	148,100	169,200	233,300
6	149,400	170,600	235,100

7	150,700	172,000	236,900
8	152,000	173,400	238,700
9	153,100	174,700	240,600
10	154,500	176,100	242,500
11	155,900	177,500	244,400
12	157,300	178,900	246,300
13	158,500	180,200	248,200
14	160,000	181,700	250,500
15	161,500	183,200	252,800
16	163,000	184,700	255,100
17	164,300	186,000	257,200
18	165,800	187,500	259,400
19	167,300	189,000	261,600
20	168,800	190,500	263,800
21	170,200	192,000	266,100
22	171,700	193,600	268,200
23	173,200	195,200	270,300
24	174,700	196,800	272,400
25	176,100	198,200	274,300
26	177,700	199,800	276,400
27	179,300	201,400	278,500
28	180,900	203,000	280,600
29	182,300	204,500	282,500
30	183,900	206,100	284,600
31	185,500	207,700	286,700
32	187,100	209,300	288,800
33	188,700	210,800	290,700
34	190,400	212,500	292,800
35	192,100	214,200	294,900

36	193,800	215,900	297,000
37	195,300	217,400	298,900
38	197,000	219,100	301,000
39	198,700	220,800	303,100
40	200,400	222,500	305,200
41	201,900	224,000	307,100
42	203,400	225,700	309,200
43	204,900	227,400	311,300
44	206,400	229,100	313,400
45	207,900	230,600	315,300
46	209,400	232,300	317,300
47	210,900	234,000	319,300
48	212,400	235,700	321,300
49	213,700	237,200	323,100
50	215,200	238,900	325,100
51	216,700	240,600	327,100
52	218,200	242,300	329,100
53	219,500	243,900	330,900
54	220,900	245,800	332,600
55	222,300	247,700	334,300
56	223,700	249,600	336,000
57	224,900	251,300	337,800
58	226,200	253,300	339,300
59	227,500	255,300	340,800
60	228,800	257,300	342,300
61	230,100	259,100	343,900
62	231,400	261,100	345,100
63	232,700	263,100	346,300
64	234,000	265,100	347,500

65	235,200	267,000	348,800
66	236,400	269,000	349,500
67	237,600	271,000	350,200
68	238,800	273,000	350,900
69	240,100	274,900	351,400
70	241,100	276,800	
71	242,100	278,700	
72	243,100	280,600	
73	244,000	282,400	
74	244,800	284,300	
75	245,600	286,200	
76	246,400	288,100	
77	247,000	289,800	
78		291,400	
79		293,000	
80		294,600	
81		296,300	
82		297,900	
83		299,500	
84		301,100	
85		302,500	
86		303,700	
87		304,900	
88		306,100	
89		307,200	
90		308,000	
91		308,800	
92		309,600	
93		310,200	

2 医療職給料表（1）

職務の級 号 給	1 級 給料月額
1	321,100 円
2	324,300
3	327,500
4	330,700
5	333,900
6	336,700
7	339,500
8	342,300
9	345,100
10	348,000
11	350,900
12	353,800
13	356,500
14	359,500
15	362,500
16	365,500
17	368,300
18	371,100
19	373,900
20	376,700
21	379,300
22	382,200
23	385,100
24	388,000

25	390,700
26	393,400
27	396,100
28	398,800
29	401,300
30	403,900
31	406,500
32	409,100
33	411,500
34	414,000
35	416,500
36	419,000
37	421,400
38	423,800
39	426,200
40	428,600
41	430,800
42	433,400
43	436,000
44	438,600
45	441,000
46	443,500
47	446,000
48	448,500
49	450,800
50	453,200
51	455,600
52	458,000
53	460,200

54	462,100
55	464,000
56	465,900
57	467,800
58	469,600
59	471,400
60	473,200
61	474,900
62	476,700
63	478,500
64	480,300
65	482,200
66	483,700
67	485,200
68	486,700
69	488,300

3 医療職給料表（2）

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
1	162,700 円	174,600 円
2	164,200	176,200
3	165,700	177,800
4	167,200	179,400
5	168,500	180,900
6	170,000	182,500
7	171,500	184,100
8	173,000	185,700
9	174,400	187,200

10	175,900	188,800
11	177,400	190,400
12	178,900	192,000
13	180,300	193,600
14	181,800	195,300
15	183,300	197,000
16	184,800	198,700
17	186,200	200,200
18	187,700	201,900
19	189,200	203,600
20	190,700	205,300
21	192,000	206,800
22	193,400	208,500
23	194,800	210,200
24	196,200	211,900
25	197,600	213,400
26	199,000	215,100
27	200,400	216,800
28	201,800	218,500
29	203,000	220,000
30	204,200	221,700
31	205,400	223,400
32	206,600	225,100
33	207,600	226,600
34	208,800	228,300
35	210,000	230,000
36	211,200	231,700
37	212,200	233,300
38	213,300	235,000

39	214,400	236,700
40	215,500	238,400
41	216,400	240,000
42	217,500	241,900
43	218,600	243,800
44	219,700	245,700
45	220,600	247,500
46	221,400	249,400
47	222,200	251,300
48	223,000	253,200
49	223,700	255,000
50	224,500	257,000
51	225,300	259,000
52	226,100	261,000
53	226,700	262,800
54	227,400	264,800
55	228,100	266,800
56	228,800	268,800
57	229,300	270,600
58	229,900	272,400
59	230,500	274,200
60	231,100	276,000
61	231,600	277,600
62	232,200	279,400
63	232,800	281,200
64	233,400	283,000
65	233,900	284,600
66		286,300
67		288,000

68		289,700
69		291,200
70		292,800
71		294,400
72		296,000
73		297,400
74		299,000
75		300,600
76		302,200
77		303,600
78		304,800
79		306,000
80		307,200
81		308,200
82		309,400
83		310,600
84		311,800
85		312,800
86		314,000
87		315,200
88		316,400
89		317,400
90		318,600
91		319,800
92		321,000
93		322,000
94		323,100
95		324,200
96		325,300

97		326,200
----	--	---------

4 医療職給料表（3）

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額
1	164,300 円	201,700 円
2	165,800	203,300
3	167,300	204,900
4	168,800	206,500
5	170,200	207,900
6	171,900	209,500
7	173,600	211,100
8	175,300	212,700
9	176,800	214,100
10	178,600	215,700
11	180,400	217,300
12	182,200	218,900
13	183,900	220,300
14	185,800	221,900
15	187,700	223,500
16	189,600	225,100
17	191,300	226,500
18	193,100	228,100
19	194,900	229,700
20	196,700	231,300
21	198,300	232,700
22	199,900	234,300
23	201,500	235,900

24	203,100	237,500
25	204,500	238,900
26	206,100	240,500
27	207,700	242,100
28	209,300	243,700
29	210,700	245,100
30	212,300	246,700
31	213,900	248,300
32	215,500	249,900
33	216,900	251,300
34	218,500	252,900
35	220,100	254,500
36	221,700	256,100
37	223,100	257,500
38	224,600	259,100
39	226,100	260,700
40	227,600	262,300
41	229,000	263,800
42	230,500	265,400
43	232,000	267,000
44	233,500	268,600
45	234,900	270,100
46	236,400	271,700
47	237,900	273,300
48	239,400	274,900
49	240,800	276,400
50	242,300	278,000
51	243,800	279,600
52	245,300	281,200

53	246,700	282,700
54	248,000	284,300
55	249,300	285,900
56	250,600	287,500
57	251,800	289,000
58	253,000	290,600
59	254,200	292,200
60	255,400	293,800
61	256,500	295,300
62	257,700	296,900
63	258,900	298,500
64	260,100	300,100
65	261,200	301,600
66	262,400	303,200
67	263,600	304,800
68	264,800	306,400
69	265,900	307,800
70	267,100	309,300
71	268,300	310,800
72	269,500	312,300
73	270,500	313,700
74	271,700	315,200
75	272,900	316,700
76	274,100	318,200
77	275,100	319,500
78	276,100	320,900
79	277,100	322,300
80	278,100	323,700
81	279,000	324,900

82	280,000	325,900
83	281,000	326,900
84	282,000	327,900
85	282,800	328,800
86	283,700	329,800
87	284,600	330,800
88	285,500	331,800
89	286,200	332,600
90	287,100	333,500
91	288,000	334,400
92	288,900	335,300
93	289,600	336,000
94	290,500	336,900
95	291,400	337,800
96	292,300	338,700
97	293,000	339,400
98	293,900	340,300
99	294,800	341,200
100	295,700	342,100
101	296,400	342,800
102	297,200	343,600
103	298,000	344,400
104	298,800	345,200
105	299,400	345,900
106	300,200	346,700
107	301,000	347,500
108	301,800	348,300
109	302,400	349,000
110	303,200	349,700

111	304,000	350,400
112	304,800	351,100
113	305,400	351,700
114		352,400
115		353,100
116		353,800
117		354,400
118		355,100
119		355,800
120		356,500
121		357,000

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は、任期の初日がこの条例の施行の日以後である会計年度任用職員の給与等について適用し、任期の初日が同日前である会計年度任用職員の給与等については、なお従前の例による。

(川口市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 3 川口市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「により任命権者が定めた」を「による」に改める。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 32号

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改め、「登録申請手数料」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第2項の規定により法第4条第1項の規定に基づく犬の登録申請があったものとみなされる場合における登録申請手数料を含む。）」を加える。

第19条に次の1号を加える。

(6) 法第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付手数料 1件につき
1,600円

第24条に次のただし書を加える。

ただし、第12条第1号に掲げる手数料については、市長が別に定めるときに徴収することができる。

第24条第1号中「及び第16条」を「、第16条から第18条まで、第19条（第6号を除く。）及び第20条」に改め、同条第3号中「に規定する」を「及び第19条第6号に掲げる」に改め、「注射済票」の次に「又は鑑札」を加える。

第26条第2号中「第12条各号」の次に「及び第19条第6号」を加える。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 33号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第12条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12条の項中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

（川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

3 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表第12条の項中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「その児童等」を「その児童」に改める。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 34号

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(令和元年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附則第27条第1項」に、「
附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に改める。

第6条第2項第3号及び第78条第2項第3号中「附則第20条第1項」を「附
則第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 35号

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「又はシャワー」を削り、「湯栓」の次に「及びシャワー」を加え、同項第6号中「又はシャワー」を削り、「水栓」の次に「及びシャワー」を加える。

第5条第4項第3号ス中「コまで及びシ」を「セまで、タ及びチ」に改め、同号スを同号ツとし、同号中シをタとし、タの次に次のように加える。

チ 自主管理に係る点検記録は、3年間保存すること。

第5条第4項第3号中サをソとし、同号コ中「当該調節箱を定期的に清掃する」を「生物膜の状況を監視するとともに、毎年1回以上清掃及び消毒を行う」に改め、同号コを同号セとし、同号中ケをストし、クをサとし、サの次に次のように加える。

シ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合は、適宜清掃及び消毒を行うこと。

第5条第4項第3号キ(ウ)中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同号キ中(エ)を削り、(オ)を(エ)とし、同号キを同号コとし、同号中カをケとし、オをキとし、キの次に次のように加える。

ク 水位計配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

第5条第4項第3号中エをオとし、オの次に次のように加える。

カ シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。

(ア) 毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

(イ) シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。

第5条第4項第3号ウ中「浴槽水」を「原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び浴槽水」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次の

ように加える。

ウ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。

第5条第5項中「1.5平方メートルにつき1人」を「3.3平方メートルにつき1人（階層式寝台を置く場合にあっては、1.65平方メートルにつき1人）」に改める。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号オを次のように改める。

オ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第8条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 玄関帳場を設置しない場合は、次の要件を満たすこと。

ア 当該施設へおおむね10分以内に駆けつけることができる範囲内に、規則で定める管理体制を有する事務所（以下「管理事務所」という。）を有すること。

イ 施設の出入口付近に、宿泊者等の出入りの状況を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器（録画機能を有するものに限る。）を設置し、その画像を常時確認することができる機器を管理事務所に設置すること。

ウ 宿泊者の本人確認を行うために、宿泊者本人を鮮明な画像により確認することができるビデオカメラその他の撮影機器を施設に設置するとともに、施設及び管理事務所に双方の間で連絡を取ることができる通話機器を設置すること。ただし、宿泊者と直接面接を行うことにより宿泊手続を行う場合は、この限りでない。

エ ウの規定により撮影機器及び通話機器を設置した施設内の場所並びに客室に、当該施設の名称及び営業者名、管理事務所の所在地並びに事故その他の緊急を要する事態が発生した場合に対応する者と常時連絡を取ることができ

る連絡先が表示されていること。

第9条第3号エを次のように改める。

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第10条第1号エを次のように改める。

エ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、次の要件を満たす構造設備であること。

(ア) 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

(イ) 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

第11条中「第7号」を「第8号」に改める。

第12条中「第5条第4項第3号シ」を「第5条第4項第3号タ」に改める。

附則第3項中「第8条第4号エ」を「第8条第5号エ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「営業許可」という。）の申請をした場合の当該申請に係る施設については、同日以後に増築され、又は改築され、若しくは構造設備の変更を伴う修繕が行われた部分を除き、この条例による改正後の川口市旅館業の施設の設置場所及び衛生措置の基準等を定める条例第8条第4号及び第5号オ、第9条第3号エ並びに第10条第1号エの規定は、適用しない。営業許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が同日以後に営業許可の申請をする場合であって、当該申請に係る施設がこの項の規定の適用を受けているものであるときの当該施設についても、同様とする。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 36号

川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例（平成29年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「又はシャワー」を削り、「湯栓」の次に「及びシャワー」を加え、同項第6号中「又はシャワー」を削り、「水栓」の次に「及びシャワー」を加える。

第5条第1項中「第21号及び第28号」を「第24号及び第31号」に改め、同条第2項中「及び第18号から第28号」を「、第18号、第20号及び第22号から第31号」に改める。

第6条中「第28号イ、第29号ア及び第31号」を「第31号イ、第32号ア及び第34号」に改める。

第7条中「別表第1第33号」を「別表第1第36号」に改める。

附則第2項中「第24号ア」を「第27号ア」に、「ケ、第26号、第28号ア」を「ク、第29号、第31号ア」に、「第29号」を「第32号」に改める。

別表第1中第33号を第36号とし、第32号を第35号とし、同表第31号中「10歳」を「7歳」に改め、同号を同表第34号とし、同表第30号中「当該調節箱を定期的に清掃する」を「生物膜の状況を監視するとともに、毎年1回以上清掃及び消毒を行う」に改め、同号を同表第33号とし、同表中第29号を第32号とし、第28号を第31号とし、第27号を第30号とし、同表第26号中「当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造である」を「次のとおりとする」に改め、同号に次のように加える。

ア 連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。

イ 当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

ウ 適宜清掃及び消毒を行うこと。

別表第1中第26号を第29号とし、第25号を第28号とし、同表第24号カ中「清掃する」を「清掃及び消毒を行う」に改め、同号中クを削り、ケをクとし、

コをケとし、同号を同表第27号とし、同表中第23号を第26号とし、第22号を第25号とし、第21号を第24号とし、第20号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) 水位計配管は、毎週1回以上消毒し、必要に応じて付着した生物膜を適切な方法で除去すること。

別表第1中第19号を第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) シャワーを設ける場合は、次のとおりとすること。

ア 毎週1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。

イ シャワーヘッド及びホースは、6月に1回以上点検し、毎年1回以上内部の汚れ及びスケールの洗浄並びに消毒を行うこと。

別表第1第18号中「浴槽水」を「原湯、上がり用湯（シャワーから供給されるものに限る。）及び浴槽水」に改め、同号を同表第19号とし、同表第17号の次に次の1号を加える。

(18) 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。

別表第1に次の1号を加える。

(37) 自主管理に係る点検記録は、3年間保存すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可（以下「営業許可」という。）の申請をした場合の当該申請に係る公衆浴場については、同日以後に増築され、又は改築され、若しくは構造設備の変更を伴う修繕が行われた部分を除き、この条例による改正後の川口市公衆浴場の設置場所及び構造設備の基準等を定める条例別表第1第29号アの規定は、適用しない。営業許可を受けて浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が同日以後に営業許可の申請をする場合であって、当該申請に係る公衆浴場がこの項の規定の適用を受けているものであるときの当該公衆浴場についても、同様とする。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 37号

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を次のように改める。

（被保険者とししない者）

第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、児童福祉施設に入所している児童、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であつて、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 38号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第14条の見出し中「消滅」を「消滅等」に改め、同条第1項中「その」を「、その」に、「同条」を「その減額後」に改める。

第22条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同法」を「所得税法」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯の納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,200円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,200円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当

該アからエまでに定める額

ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 350円

イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 250円

ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 500円

第23条中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「この条」を「この項」に改める。

附則第3項中「第22条」を「第22条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 39号

川口市立母子生活支援施設設置及び管理条例を廃止する条例

川口市立母子生活支援施設設置及び管理条例（昭和29年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 40号

川口市都市公園条例の一部を改正する条例

川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の2」の次に「（赤山歴史自然公園にあつては、100分の4）」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 41号

川口市消防団条例の一部を改正する条例

川口市消防団条例（昭和25年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「職務」を「、職務」に改め、同条第2項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に、「あらかじめ」を「、あらかじめ」に改める。

第18条第1号中「水火災」を「災害」に、「挺して」を「ていして」に改める。

第19条中「別表」を「別表第1」に、「報酬」を「年額報酬」に改め、同条に次の1項を加える。

2 団員が災害時の職務及び警戒、訓練、広報等の職務に従事したときは、1日につき別表第2に定める出動報酬を支給する。

第20条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第21条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「、報酬及び」を「、年額報酬及び出動報酬並びに」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条第1項」を「前条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 出動報酬は、各月ごとに取りまとめて翌月の末日までに支給する。

別表種類の項中「（年額）」を削り、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第19条関係）

種別	要件	報酬の額
災害出動	4時間未満の職務に従事した場合	4,000円
	4時間以上5時間未満の職務に従事した場合	5,000円
	5時間以上6時間未満の職務に従事した場合	6,000円
	6時間以上7時間未満の職務に従事した場合	7,000円
	7時間以上の職務に従事した場合	8,000円
	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき川口市災害対策本部が設置され、かつ、団長が命令した職務に従事した場合	8,000円

警戒出動	警戒等の職務に従事した場合	3, 200円
訓練出動	訓練等の職務に従事した場合	3, 200円
広報出動	広報等の職務に従事した場合	3, 200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市消防団条例（以下「新条例」という。）第19条第2項及び第21条第2項並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第19条第2項に規定する職務に従事したときについて適用し、施行日前に当該職務に従事したときについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に水火災、訓練又は警戒等に出動した団員に対する費用弁償の支給については、なお従前の例による。

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 42号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えをさいたま地方裁判所に提起し、又は和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市大字道合1409番地の1

道合神戸住宅B206

佐久間 英 保

2 事件の内容

上記の者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、川口市の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、滞納家賃等の支払を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し滞納家賃及び支払済みに至るまでの延滞金並びに明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払を求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (4) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から滞納家賃及び延滞金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

物件目録

市営住宅の名称	道合神戸住宅
所 在	川口市大字道合1409番地の1 道合神戸住宅B206
床 面 積	60.50平方メートル

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 43号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約の金額 15,280,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 川口市戸塚3丁目24番19号
公認会計士 米田正巳

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 44号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

記

板橋 智之 昭和36年11月4日生 川口市大字東本郷1030番地
令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 板橋 智之
生年月日 昭和36年11月4日
現住所 川口市大字東本郷1030番地

昭和57年 2月 宅地建物取引士
昭和59年12月 二級建築士
平成15年 5月 川口市議会議員
平成27年 4月 埼玉県議会議員

議案第 45号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

清 水 秀 文 昭和35年7月8日生 川口市大字安行領根岸2282番地の229

令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 清 水 秀 文

生年月日 昭和35年7月8日

現 住 所 川口市大字安行領根岸2282番地の229

平成27年 1月 特定非営利活動法人スマイリングキッズバイ想根会代表理事

平成29年12月 主任児童委員会会長

令和 元年 7月 人権擁護委員

令和 2年 4月 環境省環境カウンセラー

議案第 46号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

山 口 俊 子 昭和23年5月18日生 川口市大字安行原2008番地
令和4年2月21日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 山 口 俊 子
生年月日 昭和23年5月18日
現 住 所 川口市大字安行原2008番地

平成10年 5月 保護司
平成16年12月 主任児童委員会会長
平成25年 7月 人権擁護委員
平成28年 7月 人権擁護委員
令和 元年 7月 人権擁護委員